結果の概要

１　労使関係についての認識

使用者側との労使関係の維持についての認識をみると、「安定的に維持されている」42.7%（平成28年調査50.3%）、「おおむね安定的に維持されている」46.4%（同39.2%）、「どちらともいえない」6.2%（同5.8%）、「やや不安定である」2.8%（同2.6%）、「不安定である」0.9%（同1.7%）となっている（第１表）。

第１表　使用者側との労使関係の維持についての認識別割合

（単位：%）平成29年

区分	計		労使関係の維持についての認識								
			安定的	安定的に維持されている	おおむね安定的に維持されている	どちらともいえない	不安定	やや不安定である	不安定である	不明
本部組合及び単位労働組合　計	[100.0]	100.0	89.1	42.7	46.4	6.2	3.7	2.8	0.9	0.9
〈企業規模〉										
5,000人以上	[21.0]	100.0	94.8	60.6	34.2	3.0	1.8	1.5	0.3	0.4
1,000～4,999人	[22.4]	100.0	92.5	49.9	42.6	3.2	3.7	3.4	0.3	0.6
500～999人	[10.6]	100.0	88.2	34.2	54.1	7.1	3.4	3.0	0.5	1.2
300～499人	[10.4]	100.0	94.9	48.3	46.6	2.6	2.3	1.2	1.1	0.2
100～299人	[22.6]	100.0	82.8	28.1	54.7	10.2	5.6	4.0	1.6	1.4
30～99人	[13.0]	100.0	81.2	29.2	52.0	12.1	4.9	3.0	1.9	1.8
〈労働組合の種類〉										
本部組合	[6.0]【 5.8】	100.0	90.6	51.1	39.5	3.2	5.5	3.1	2.4	0.7
単位労働組合	[94.0]【 91.6】	100.0	89.0	42.2	46.9	6.4	3.6	2.8	0.8	0.9
支部等の単位扱組合	[52.3]【 50.9】	100.0	92.3	47.9	44.5	4.9	2.2	2.1	0.2	0.6
単位組織組合	[41.8]【 40.7】	100.0	85.0	35.0	49.9	8.3	5.3	3.7	1.6	1.4
連合扱組合	【 2.6】	100.0	86.4	52.5	33.9	6.8	6.8	3.4	3.4	－
本部組合、連合扱組合及び単位労働組合　計	【100.0】	100.0	89.1	42.9	46.1	6.3	3.8	2.8	1.0	0.9
平成28年調査 本部組合及び単位労働組合　計		100.0	89.5	50.3	39.2	5.8	4.3	2.6	1.7	0.4

注：[　] 内は、本部組合及び単位労働組合について、計を100とした「企業規模」「労働組合の種類」別の構成割合である。
【　】内は、本部組合、連合扱組合及び単位労働組合について、計を100とした「労働組合の種類」別の構成割合である。

２　正社員以外の労働者に関する状況

（１）正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無【単位労働組合】

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」をみると、「パートタイム労働者」35.2%（平成28年調査32.3%）、「有期契約労働者」37.0%（同35.6%）、「派遣労働者」7.4%（同11.1%）、「嘱託労働者」38.4%（同30.7%）となっている。

また、労働者の種類別の「組合員がいる」についてみると、「パートタイム労働者」26.8%（同22.0%）、「有期契約労働者」30.8%（同24.3%）、「派遣労働者」1.5%（同1.5%）、「嘱託労働者」29.3%（同20.9%）となっている。（第２表）

第２表　正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合（単位労働組合）

（単位：%）

区分	事業所に当該労働者がいる計 1)	組合加入資格の有無			
		組合加入資格がある 2)	組合員の有無		組合加入資格がない
			組合員がいる	組合員はいない	
平成29年調査					
パートタイム労働者	100.0	35.2	26.8	8.4	64.4
有期契約労働者	100.0	37.0	30.8	5.5	62.5
派遣労働者	100.0	7.4	1.5	5.8	92.3
嘱託労働者	100.0	38.4	29.3	8.8	61.3
平成28年調査					
パートタイム労働者	100.0	32.3	22.0	10.3	67.7
有期契約労働者	100.0	35.6	24.3	11.3	64.4
派遣労働者	100.0	11.1	1.5	9.5	88.9
嘱託労働者	100.0	30.7	20.9	9.8	69.3

注：1)組合加入資格の有無「不明」を含む。
2)組合員の有無「不明」を含む。

（２）正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況【本部組合及び単位労働組合】

過去１年間（平成28年７月１日から平成29年６月30日の期間）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」32.8％（平成28年調査33.0％）が最も高く、次いで「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」26.3％（同24.1％）、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」17.9％（同20.2％）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」27.1％（同25.5％）が最も高くなっている。（第３表）

第３表　過去１年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合（本部組合及び単位労働組合）

複数回答（単位：％）平成29年

区分	計	過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項について話合いが持たれた	パートタイム労働者の雇入れに関する事項 1)	有期契約労働者の雇入れに関する事項 1)	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度	正社員募集の際の正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）への通知	正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件 2)	賃金に関する事項 3)	正社員との同一労働同一賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項 4)	派遣労働者に関する事項 5)
本部組合及び単位労働組合　計	**100.0**	**46.3**	**15.0**	**17.9**	**26.3**	**10.3**	**32.8**	**27.1**	**12.8**	**14.0**	**16.8**	**13.6**	**8.9**
〈企業規模〉													
5,000人以上	100.0	52.9	16.2	23.4	31.9	10.5	39.7	31.8	12.4	23.6	25.2	21.0	9.5
1,000～4,999人	100.0	46.6	16.5	17.9	26.7	12.8	33.9	28.5	15.5	12.2	13.9	12.1	10.3
500～999人	100.0	44.1	14.9	18.2	23.3	10.6	31.2	26.5	13.4	14.9	18.7	13.1	10.9
300～499人	100.0	46.5	7.4	16.1	17.8	9.5	31.8	27.9	7.3	8.5	12.4	11.3	3.7
100～299人	100.0	46.4	13.9	15.9	30.6	9.7	28.9	23.4	15.2	13.2	15.2	13.6	10.0
30～99人	100.0	36.3	18.5	13.4	18.3	6.9	28.2	23.3	8.9	6.4	13.2	6.2	6.0
〈労働組合の種類〉													
本部組合	100.0	45.6	16.2	23.5	26.8	10.4	34.8	28.5	12.8	12.2	16.4	14.4	14.5
単位労働組合	100.0	46.3	14.9	17.5	26.3	10.3	32.6	27.0	12.8	14.1	16.9	13.5	8.5
支部等の単位扱組合	100.0	47.4	14.8	19.2	26.9	11.2	32.7	27.6	13.8	17.7	19.2	15.8	8.9
単位組織組合	100.0	44.9	15.1	15.5	25.5	9.0	32.6	26.3	11.6	9.5	13.9	10.6	8.0
平成28年調査計	100.0	45.8	15.9	20.2	24.1	11.5	33.0	25.5	・	15.0	17.7	16.0	12.2

注：過去１年間とは、平成28年７月１日から平成29年６月30日までをいう。

1)　雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。

2)　正社員との均衡を考慮した待遇に関することを含む。

3)　賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。

4)　契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項をいい、雇用期間の定めのある者に限る。

5)　受け入れ時における事前協議を含む。

３　事項別労使間の交渉に関する状況【本部組合及び単位組織組合】

過去３年間（平成26年７月１日から平成29年６月30日の期間。以下同じ。）において、「何らかの労使間の交渉があった」事項をみると、「賃金・退職給付に関する事項」89.7％（平成27年調査83.5％）、「労働時間・休日・休暇に関する事項」79.0％（同70.9％）、「雇用・人事に関する事項」65.9％（同62.6％）などとなっている（図１）。

事項別に「何らかの労使間交渉があった」組合のうち、「使用者側と話合いが持たれた」割合をみると「所定内労働時間」96.0％、「賃金額」95.8％、「所定外・休日労働」95.7％などとなっている。

また、「何らかの労使間の交渉があった」結果、「労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた」とする割合を事項別にみると、「育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度」47.6％（同29.7％）が最も高く、次いで「休日・休暇」41.8％（同23.0％）、「賃金額」36.0％（同23.0％）などとなっている。（第４表）

図１　過去３年間における何らかの労使間の交渉があった事項別割合
（本部組合及び単位組織組合）（複数回答）

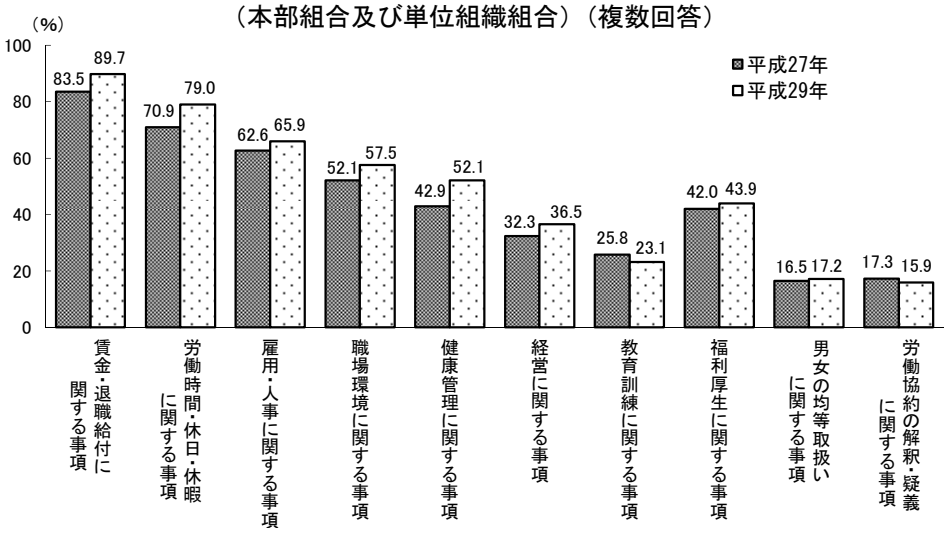

第４表　過去３年間における労使間の交渉形態等の状況別割合（本部組合及び単位組織組合）

（単位：%）平成29年

事　　項	何らかの労使間の交渉があった計	労使間の交渉形態（複数回答）					労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた	
		使用者側と話合いが持たれた	団体交渉が行われた	労使協議機関での話合いが行われた	労働争議が生じた	使用者側から一方的に説明・報告・通知等がなされた	平成29年	平成27年
賃金・退職給付に関する事項								
賃金制度	100.0	94.8	61.3	46.5	0.6	4.5	33.4	24.7
賃金額	100.0	95.8	65.4	43.3	0.7	2.4	36.0	23.0
配偶者手当	100.0	94.7	44.2	43.0	－	4.0	23.4	・
退職給付（一時金・年金）	100.0	94.1	57.3	38.3	0.4	3.5	26.1	22.5
労働時間・休日・休暇に関する事項								
所定内労働時間	100.0	96.0	45.4	48.9	0.3	3.1	22.6	16.3
所定外・休日労働	100.0	95.7	42.7	45.7	0.3	3.8	19.8	14.8
休日・休暇　1）	100.0	94.6	44.9	40.0	0.2	4.1	41.8	23.0
育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度	100.0	92.8	40.6	44.3	0.1	6.8	47.6	29.7
雇用・人事に関する事項								
要員計画・採用計画	100.0	88.1	31.6	43.6	－	12.2	3.8	4.9
雇用の維持・解雇	100.0	89.1	29.2	35.3	0.6	9.7	5.7	4.4
配置転換・出向	100.0	82.9	18.2	47.4	0.3	20.7	5.8	7.0
昇進・昇格・懲戒処分	100.0	83.4	24.6	41.4	0.3	15.1	12.6	6.1
人事考課制度（慣行的制度を含む）	100.0	90.4	38.4	43.6	0.4	9.2	18.9	13.2
定年制・再雇用・勤務延長	100.0	91.2	34.0	45.0	0.0	8.0	15.2	19.3
職場環境に関する事項	100.0	93.9	35.4	47.2	0.2	5.1	6.8	5.6
健康管理に関する事項	100.0	89.5	30.5	47.6	0.1	9.6	12.7	6.6
経営に関する事項								
企業組織の再編・事業部門の縮小等	100.0	77.9	21.8	44.2	0.1	16.1	12.4	6.4
教育訓練に関する事項	100.0	87.0	25.4	48.4	－	11.8	7.5	7.1
福利厚生に関する事項	100.0	95.3	38.8	54.5	－	3.5	15.4	13.1
男女の均等取扱いに関する事項	100.0	91.0	30.1	48.1	0.1	5.0	17.0	3.5
労働協約の解釈・疑義に関する事項	100.0	95.4	34.2	51.5	0.5	5.7	28.4	7.8

注：過去３年間とは、平成26年７月１日から平成29年６月30日までをいう。
　1）育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度を除く。

４　団体交渉に関する状況【本部組合及び単位労働組合】

（１）団体交渉の有無及び交渉形態

過去３年間において、使用者側との間で行われた団体交渉の状況をみると、「団体交渉を行った」67.6％（平成27年調査67.8％）、「団体交渉を行わなかった」32.0％（同32.2％）となっている。

「団体交渉を行った」労働組合について、交渉形態（複数回答）をみると、「当該労働組合のみで交渉」84.1％（同87.7％）が最も多く、次いで「企業内上部組織又は企業内下部組織と一緒に交渉」12.0％（同11.4％）、「企業外上部組織（産業別組織）と一緒に交渉」4.3％（同3.0％）などとなっている。（第５表）

第５表　過去３年間における団体交渉の有無及び交渉形態別割合（本部組合及び単位労働組合）

（単位：％）平成29年

区分	計 1)	団体交渉を行った 2)		交渉形態（複数回答） 当該労働組合のみで交渉	企業内上部組織又は企業内下部組織と一緒に交渉	企業外上部組織（産業別組織）と一緒に交渉	企業外上部組織（地域別組織）と一緒に交渉	その他	団体交渉を行わなかった
本部組合及び単位労働組合　計	100.0	67.6	(100.0)	(84.1)	(12.0)	(4.3)	(1.3)	(1.1)	32.0
〈企業規模〉									
5,000人以上	100.0	49.6	(100.0)	(80.0)	(21.8)	(1.2)	(－)	(1.4)	49.3
1,000～4,999人	100.0	62.3	(100.0)	(83.5)	(15.3)	(3.3)	(0.2)	(1.1)	37.2
500～999人	100.0	70.8	(100.0)	(84.5)	(13.1)	(5.3)	(1.5)	(0.6)	28.7
300～499人	100.0	71.5	(100.0)	(85.2)	(7.9)	(2.1)	(2.5)	(0.3)	28.5
100～299人	100.0	82.0	(100.0)	(83.1)	(9.1)	(6.4)	(1.7)	(1.8)	18.0
30～99人	100.0	74.9	(100.0)	(89.9)	(4.6)	(5.7)	(2.7)	(0.8)	24.9
〈労働組合の種類〉									
本部組合	100.0	83.9	(100.0)	(90.0)	(6.7)	(2.4)	(0.3)	(1.6)	16.1
単位労働組合	100.0	66.5	(100.0)	(83.6)	(12.4)	(4.4)	(1.4)	(1.1)	33.0
支部等の単位扱組合	100.0	55.8	(100.0)	(74.4)	(26.7)	(3.1)	(0.3)	(0.1)	43.4
単位組織組合	100.0	80.0	(100.0)	(91.6)	(・)	(5.6)	(2.4)	(1.9)	20.0
平成27年調査計	100.0	67.8	(100.0)	(87.7)	(11.4)	(3.0)	(1.6)	(0.9)	32.2

注：過去３年間とは、平成26年７月１日から平成29年６月30日までをいう。

（　）内は、本部組合及び単位労働組合のうち、団体交渉を行った労働組合に対する割合である。

1)　団体交渉の有無「不明」を含む。

2)　団体交渉の交渉形態「不明」を含む。

（２）団体交渉の１年平均交渉回数

過去３年間に団体交渉を行った労働組合について、団体交渉の１年平均交渉回数をみると、「３～４回」37.0％（平成27年調査33.5％）が最も多く、次いで「１～２回」26.8％（同31.5％）、「５～９回」21.5％（同22.7％）などとなっている（第６表）。

第６表　過去３年間における団体交渉の１年平均交渉回数別割合
（本部組合及び単位労働組合）

（単位：％）平成29年

区分	団体交渉を行った計	１年平均交渉回数 １～２回	３～４回	５～９回	10～19回	20回以上	不明
本部組合及び単位労働組合　計	100.0	26.8	37.0	21.5	8.9	4.0	1.8
〈企業規模〉							
5,000人以上	100.0	32.2	33.9	13.4	7.0	9.3	4.1
1,000～4,999人	100.0	24.2	39.9	19.3	10.8	3.4	2.5
500～999人	100.0	29.8	39.4	18.4	8.4	3.0	0.9
300～499人	100.0	36.8	36.0	19.0	5.3	0.4	2.5
100～299人	100.0	20.1	31.9	31.8	12.0	3.1	1.0
30～99人	100.0	27.2	44.8	18.0	5.3	4.5	0.2
〈労働組合の種類〉							
本部組合	100.0	28.8	33.9	22.4	8.7	5.6	0.6
単位労働組合	100.0	26.6	37.2	21.4	8.9	3.9	1.9
支部等の単位扱組合	100.0	26.7	40.3	15.3	9.5	5.3	3.0
単位組織組合	100.0	26.5	34.6	26.8	8.3	2.7	1.0
平成27年調査計	100.0	31.5	33.5	22.7	6.7	5.0	0.5

注：過去３年間とは、平成26年７月１日から平成29年６月30日までをいう。

（３）団体交渉を行わなかった理由

過去３年間に団体交渉を行わなかった労働組合について、その理由をみると、「上部組織又は下部組織が団体交渉を行うことになっているから」51.4％（平成27年調査50.0％）が最も高く、次いで「労使協議機関で話合いができたから」23.2％（同28.2％）、「団体交渉を行う案件がなかったから」16.4％（同14.0％）となっている（第７表）。

第７表　過去３年間に団体交渉を行わなかった理由別割合（本部組合及び単位労働組合）

（単位：％）平成29年

区　分	団体交渉を行わなかった計 1)	団体交渉を行わなかった理由			
		団体交渉を行う案件がなかったから	労使協議機関で話合いができたから	上部組織又は下部組織が団体交渉を行うことになっているから 2)	その他
本部組合及び単位労働組合　計	**100.0**	**16.4**	**23.2**	**51.4**	**3.0**
＜企業規模＞					
5,000人以上	100.0	4.3	15.0	74.1	4.8
1,000～4,999人	100.0	9.4	21.1	60.2	1.3
500～999人	100.0	10.5	28.7	56.4	2.3
300～499人	100.0	8.7	27.4	46.2	5.0
100～299人	100.0	43.4	37.5	14.3	3.2
30～99人	100.0	51.5	28.2	3.2	0.5
＜労働組合の種類＞					
本部組合	100.0	11.3	76.6	8.7	1.4
単位労働組合	100.0	16.5	21.6	52.7	3.1
支部等の単位扱組合	100.0	7.2	12.4	72.1	3.2
単位組織組合	100.0	41.9	46.5	0.1	2.7
平成27年調査計	100.0	14.0	28.2	50.0	2.5

注：過去３年間とは、平成26年７月１日から平成29年６月30日までをいう。
1)　団体交渉を行わなかった理由「不明」を含む。
2)　調査対象労働組合は団体交渉を行わず、調査対象労働組合の上部組織や下部組織が団体交渉を行うことになっている場合のほか、実際に、調査対象労働組合は団体交渉を行わなかったが、調査対象労働組合の上部組織や下部組織が団体交渉を行った場合をいい、上部組織は企業内上部組織だけでなく、企業外上部組織（産業別組織・地域別組織）を含む。

５　労働争議に関する状況【本部組合及び単位労働組合】

（１）　労働争議の有無、争議行為と第三者機関の関与の状況

過去３年間において、労働組合と使用者との間で発生した労働争議の状況をみると、「労働争議があった」1.7％（平成24年調査3.6％）、「労働争議がなかった」98.1％（同96.4％）となっている。

また、過去３年間に労働争議があった労働組合について、争議行為と第三者機関の関与の状況をみると、「争議行為と第三者機関の関与があった」25.5％（同12.2％）、「争議行為のみで第三者機関の関与がなかった」55.6％（同63.0％）、「第三者機関の関与のみで争議行為がなかった」19.0％（同24.7％）となっている。（第８表）

第８表　過去３年間における労働争議の有無、争議行為と第三者機関の関与の状況別割合
（本部組合及び単位労働組合）

（単位：％）平成29年

区　分	計 1)	労働争議があった 2)		争議行為と第三者機関の関与の状況				労働争議がなかった
				争議行為があった	争議行為と第三者機関の関与があった	争議行為のみで第三者機関の関与がなかった	第三者機関の関与のみで争議行為がなかった	
本部組合及び単位労働組合　計	**100.0**	**1.7**	**(100.0)**	**(81.0)**	**(25.5)**	**(55.6)**	**(19.0)**	**98.1**
＜企業規模＞								
5,000人以上	100.0	2.2	(100.0)	(72.2)	(20.3)	(51.9)	(27.8)	97.7
1,000～4,999人	100.0	2.5	(100.0)	(84.5)	(30.7)	(53.8)	(15.5)	96.9
500～999人	100.0	1.9	(100.0)	(80.9)	(38.1)	(42.8)	(19.1)	97.6
300～499人	100.0	0.5	(100.0)	(87.1)	(32.3)	(54.8)	(12.9)	99.5
100～299人	100.0	0.9	(100.0)	(88.8)	(29.5)	(59.3)	(11.2)	99.0
30～99人	100.0	1.6	(100.0)	(82.0)	(5.3)	(76.7)	(18.0)	98.4
＜労働組合の種類＞								
本部組合	100.0	1.6	(100.0)	(67.3)	(23.4)	(43.9)	(32.7)	98.4
単位労働組合	100.0	1.7	(100.0)	(81.8)	(25.6)	(56.3)	(18.2)	98.1
支部等の単位扱組合	100.0	1.9	(100.0)	(88.7)	(28.5)	(60.2)	(11.3)	97.7
単位組織組合	100.0	1.5	(100.0)	(70.4)	(20.8)	(49.7)	(29.6)	98.5
平成24年調査計	100.0	3.6	(100.0)	(75.3)	(12.2)	(63.0)	(24.7)	96.4

注：過去３年間とは、平成26年７月１日から平成29年６月30日までをいう。
（　）内は、本部組合及び単位労働組合のうち、労働争議があった労働組合に対する割合である。
1)　労働争議の有無「不明」を含む。
2)　労働争議の第三者機関の関与の状況「不明」を含む。

（２） 労働争議がなかった理由

過去３年間に労働争議がなかった労働組合について、その理由（複数回答　主なもの３つまで）をみると、「対立した案件がなかったため」53.6%（平成 24 年調査 44.7%）が最も高く、次いで「対立した案件があったが話合いで解決したため」38.5%（同 43.7%）、「対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため」11.6%（同 15.2%）となっている（第９表）。

第９表　過去３年間に労働争議がなかった理由別割合（本部組合及び単位労働組合）

（単位：%）平成29年

区　分	労働争議がなかった計 1)	労働争議がなかった理由（複数回答 主なもの３つまで）									
		対立した案件がなかったため	対立した案件があったが話合いで解決したため	対立した案件があったが労働争議に持ち込むほど重要性がなかったため	労使関係の悪化を懸念したため	労働争議に持ち込むことによる企業収益の悪化が見込まれるため	労働争議に持ち込むことによる社会的影響、批判を考慮したため	労働争議に持ち込んでも成果が得られないと判断したため	上部組織のみで又は下部組織のみで労働争議を行ったため	労働争議に持ち込むことに組合員の同意が得られなかったため	その他
本部組合及び単位労働組合　計	**100.0**	**53.6**	**38.5**	**11.6**	**8.4**	**4.6**	**2.7**	**9.0**	**3.3**	**1.2**	**3.9**
＜　企　業　規　模　＞											
5,000　人　以　上	100.0	51.7	41.6	4.6	2.4	2.2	4.2	4.9	7.8	0.8	5.6
1,000　～　4,999　人	100.0	52.0	37.0	13.7	11.6	3.4	1.1	8.0	3.4	2.4	4.5
500　～　999　人	100.0	55.3	34.7	11.9	5.7	4.0	2.2	8.3	5.5	0.7	3.9
300　～　499　人	100.0	55.6	42.1	11.5	10.3	1.9	1.9	4.3	0.4	2.2	1.4
100　～　299　人	100.0	45.8	40.7	16.0	11.4	8.0	4.7	15.0	1.4	0.5	4.1
30　～　99　人	100.0	70.0	32.7	11.7	8.1	7.0	0.5	11.1	0.2	0.2	2.0
平成24年調査　計	100.0	44.7	43.7	15.2	11.1	9.4	4.9	14.0	3.6	1.7	6.4

注：過去３年間とは、平成26年７月１日から平成29年６月30日までをいう。
1）労働争議がなかった理由「不明」を含む。

６　今後における労使間の諸問題の解決手段【本部組合及び単位労働組合】

労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段をみると、「労使協議機関」56.3%（平成24年調査51.4%）が最も高く、次いで「団体交渉」38.1%（同41.6%）、「苦情処理機関」1.3%（同0.9%）、「争議行為」0.4%（同0.6%）となっている（図２）。

図２　労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段別割合
（本部組合及び単位労働組合）

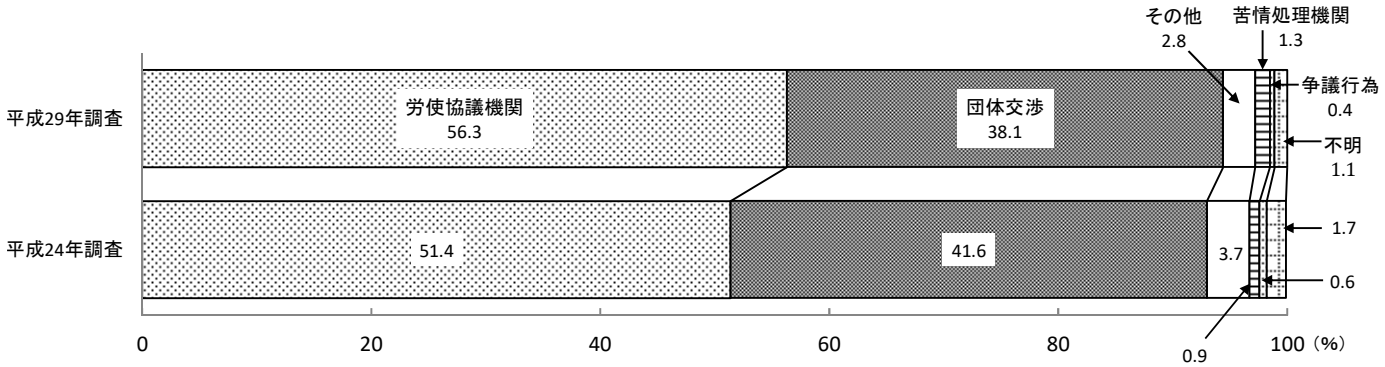

7　労働協約に関する状況

（1）　労働協約の締結の有無【単位労働組合】

労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約の締結状況をみると、労働協約を「締結している」94.7％（平成27年調査93.4％）、「締結していない」4.7％（同6.5％）となっている。

また、労働協約を「締結している」割合について、産業別に前回調査との差をみると、「教育，学習支援業」11.4ポイント、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」8.6ポイント、「卸売業，小売業」5.5ポイントなどとなっている。（第10表）

第 10 表　労働協約の締結の有無別割合（単位労働組合）

（単位：％）

区分	計 1)	労働協約を締結している			労働協約を締結していない		
		平成29年	平成27年	前回差（ポイント）	平成29年	平成27年	前回差（ポイント）
単位労働組合計	100.0	94.7	93.4	(1.3)	4.7	6.5	(- 1.8)
＜企業規模＞							
5,000人以上	100.0	98.3	98.3	(0.0)	1.7	1.7	(0.0)
1,000～4,999人	100.0	95.8	97.0	(- 1.2)	3.9	3.0	(0.9)
500～999人	100.0	97.6	91.4	(6.2)	2.4	8.6	(- 6.2)
300～499人	100.0	95.0	96.4	(- 1.4)	5.0	3.6	(1.4)
100～299人	100.0	93.9	86.8	(7.1)	5.9	12.9	(- 7.0)
30～99人	100.0	86.5	88.4	(- 1.9)	9.7	11.6	(- 1.9)
＜産業＞							
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	92.8	96.1	(- 3.3)	3.1	3.9	(- 0.8)
建設業	100.0	96.0	97.4	(- 1.4)	4.0	2.6	(1.4)
製造業	100.0	93.5	93.1	(0.4)	5.0	6.9	(- 1.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.6	97.1	(0.5)	2.4	2.9	(- 0.5)
情報通信業	100.0	98.0	96.4	(1.6)	2.0	3.6	(- 1.6)
運輸業，郵便業	100.0	98.8	97.5	(1.3)	1.2	2.5	(- 1.3)
卸売業，小売業	100.0	98.7	93.2	(5.5)	1.3	6.8	(- 5.5)
金融業，保険業	100.0	94.9	98.7	(- 3.8)	4.5	1.0	(3.5)
不動産業，物品賃貸業	100.0	89.5	89.7	(- 0.2)	10.5	10.3	(0.2)
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	93.3	96.2	(- 2.9)	6.4	3.8	(2.6)
宿泊業，飲食サービス業	100.0	88.7	88.5	(0.2)	10.2	11.5	(- 1.3)
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	88.0	79.4	(8.6)	12.0	20.6	(- 8.6)
教育，学習支援業	100.0	82.6	71.2	(11.4)	16.1	28.5	(-12.4)
医療，福祉	100.0	88.7	87.7	(1.0)	11.3	11.7	(- 0.4)
複合サービス事業	100.0	90.9	90.0	(0.9)	8.4	10.0	(- 1.6)
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	89.2	91.7	(- 2.5)	10.2	8.3	(1.9)
＜労働組合の種類＞							
支部等の単位扱組合	100.0	97.8	97.4	(0.4)	2.0	2.6	(- 0.6)
単位組織組合	100.0	90.8	88.5	(2.3)	8.0	11.4	(- 3.4)

注：1)　労働協約の締結の有無「不明」を含む。

（２）労働協約の事項別締結状況　【単位労働組合】

労働協約に規定がある事項をみると、「労働時間・休日・休暇に関する事項」67.9％（平成23年調査62.3％）が最も高く、「人事等に関する事項」62.6％（同66.4％）、「賃金に関する事項」59.4％（同56.2％）となっている（第11表）。

第11表　労働協約の規定がある事項別割合（単位労働組合）

（単位：％）

事　　項	計	労働協約の規定がある	
		平成29年	平成23年
人事等に関する事項	**100.0**	**62.6**	**66.4**
昇格	100.0	37.3	35.7
解雇	100.0	52.0	55.7
懲戒処分	100.0	50.5	51.4
配置転換	100.0	42.9	45.4
出向	100.0	42.9	43.3
定年制	100.0	52.1	54.0
再雇用又は勤務延長	100.0	45.1	45.1
海外勤務	100.0	19.0	19.5
教育訓練	100.0	24.6	24.8
賃金に関する事項	**100.0**	**59.4**	**56.2**
基本給　体系	100.0	43.6	45.6
金額	100.0	39.6	39.7
手当　種類、金額	100.0	43.3	44.0
時間外割増賃金率	100.0	42.9	41.8
賞与・一時金	100.0	46.1	46.7
賃金の最低額	100.0	30.9	29.0
初任給	100.0	32.7	30.4
退職給付　一時金	100.0	40.5	39.7
年金	100.0	33.8	32.1
昇給	100.0	39.2	38.1
労働時間・休日・休暇に関する事項	**100.0**	**67.9**	**62.3**
労働時間　所定労働時間	100.0	58.8	56.5
所定外労働時間	100.0	55.8	54.3
変形労働時間制	100.0	42.6	45.7
みなし労働時間制	100.0	20.2	23.4
休日　週休二日制	100.0	37.3	37.8
週休以外の年間休日	100.0	46.9	49.1
連続休暇	100.0	28.8	35.9
年次有給休暇	100.0	52.2	53.6
育児休業制度	100.0	50.2	47.2
介護休業制度	100.0	48.3	45.7
看護休暇制度	100.0	43.8	42.2
福利厚生に関する事項	**100.0**	**37.4**	**40.4**
業務上災害の法定外補償	100.0	35.7	38.8
住宅管理制度	100.0	20.6	21.9
安全衛生に関する事項	**100.0**	**42.2**	**45.2**
健康診断	100.0	39.3	41.2
安全衛生教育	100.0	34.8	35.7
健康情報の取扱い	100.0	24.4	23.1
経営等に関する事項	**100.0**	**21.3**	**34.4**
新技術導入に伴う事前協議	100.0	11.3	21.3
新分野進出に伴う事前協議	100.0	12.3	21.4
事業の縮小・廃止に伴う事前協議	100.0	20.1	32.3
事業所の移転（国内）に伴う事前協議	100.0	15.8	25.6
事業所の移転（海外）に伴う事前協議	100.0	13.4	20.8
苦情処理機関	**100.0**	**28.4**	**37.0**

（３）企業組織の再編・事業部門の縮小等における労働協約の承継に関する状況

【本部組合及び単位組織組合】

過去３年間に労働組合員が所属する事業所において「企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施された」労働組合は27.4％（平成27年調査21.1％）となっており、そのうち、労働協約の承継についての労使間での話合いの状況をみると「話合いが持たれた」61.6％（同46.6％）、「話合いが持たれなかった」32.3％（同34.3％）、「労働協約はない」3.6％（同13.8％）となっている。

また、「話合いが持たれた」と回答した労働組合についてその内容（複数回答）をみると、労働協約の「労働条件その他労働者の待遇を定める規範的部分について持たれた」98.9％（同88.8％）、労働協約の「債務的部分（規範的部分以外の部分）について持たれた」9.9％（同28.1％）となっている。（第12表）

第12表　企業組織の再編・事業部門の縮小等における労働協約の承継についての話合いの状況別割合（本部組合及び単位組織組合）

（単位：％）平成29年

区分	計 1)	企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施された 2)		労働協約の承継についての話合い状況					企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施されなかった
				話合いが持たれた	話合いの内容（複数回答）		話合いが持たれなかった	労働協約はない	
					労働条件その他労働者の待遇を定める規範的部分について持たれた	債務的部分（規範的部分以外の部分）について持たれた			
本部組合及び単位組織組合　計	**100.0**	**27.4**	**(100.0)**	**(61.6)**	**〔100.0〕**	**〔 98.9〕**	**〔 9.9〕**	**(32.3)**	**(3.6)**	**64.4**
＜企業規模＞										
5,000人以上	100.0	45.2	(100.0)	(88.6)	〔100.0〕	〔 98.9〕	〔 22.1〕	(5.9)	(1.4)	48.8
1,000～4,999人	100.0	37.6	(100.0)	(62.4)	〔100.0〕	〔 99.1〕	〔 14.7〕	(24.4)	(2.9)	54.2
500～999人	100.0	28.0	(100.0)	(72.0)	〔100.0〕	〔 98.1〕	〔 18.5〕	(21.5)	(5.0)	66.8
300～499人	100.0	25.0	(100.0)	(60.6)	〔100.0〕	〔 96.0〕	〔 7.7〕	(24.1)	(15.2)	65.5
100～299人	100.0	27.7	(100.0)	(49.2)	〔100.0〕	〔100.0〕	〔 3.0〕	(48.9)	(1.9)	63.6
30～99人	100.0	17.9	(100.0)	(66.4)	〔100.0〕	〔 99.2〕	〔 0.8〕	(32.8)	(0.8)	73.3
＜労働組合員数規模＞										
5,000人以上	100.0	46.4	(100.0)	(85.7)	〔100.0〕	〔 96.6〕	〔 29.6〕	(10.3)	(2.0)	51.7
1,000～4,999人	100.0	37.9	(100.0)	(73.1)	〔100.0〕	〔 98.6〕	〔 30.1〕	(22.4)	(2.0)	57.8
500～999人	100.0	33.6	(100.0)	(60.8)	〔100.0〕	〔 98.4〕	〔 12.7〕	(31.7)	(1.2)	58.4
300～499人	100.0	24.1	(100.0)	(71.3)	〔100.0〕	〔100.0〕	〔 18.8〕	(20.9)	(3.5)	70.9
100～299人	100.0	36.5	(100.0)	(63.9)	〔100.0〕	〔 98.8〕	〔 4.1〕	(27.7)	(5.2)	51.7
30～99人	100.0	18.0	(100.0)	(49.6)	〔100.0〕	〔 99.4〕	〔 2.2〕	(47.6)	(2.9)	74.8
＜労働組合の種類＞										
本部組合	100.0	41.7	(100.0)	(73.2)	〔100.0〕	〔 98.8〕	〔 17.7〕	(17.5)	(7.4)	52.0
単位組織組合	100.0	25.4	(100.0)	(58.8)	〔100.0〕	〔 98.9〕	〔 7.7〕	(35.7)	(2.7)	66.1
平成27年調査計	100.0	21.1	(100.0)	(46.6)	〔100.0〕	〔 88.8〕	〔 28.1〕	(34.3)	(13.8)	77.8

注：過去３年間とは、平成26年７月１日から平成29年６月30日までをいう。
（　　）内は、本部組合及び単位組織組合のうち、企業組織の再編・事業部門の縮小等が実施された労働組合に対する割合である。
〔　　〕内は、本部組合及び単位組織組合のうち、労働協約の承継についての話合いが持たれた労働組合に対する割合である。
1）企業組織の再編・事業部門の縮小等の実施の有無「不明」を含む。
2）労働協約の承継についての話合いの有無「不明」を含む。